# 精子凍結保存更新の同意書(妊孕性温存目的)

私は、私の精子を妊孕性温存の為に貴院にて凍結保存することを希望します。

尚、医師やスタッフからの説明と文書『将来 お子さんをお考えの方へ―精子凍結保存のご案内―』、 『精子凍結保存・融解についての説明書(夫婦・未婚用)』によって精子の凍結・融解、治療および 費用について下記の事項を十分に理解し納得しました。

この同意書の裏面の『精子凍結保存更新についての当院の規定(妊孕性温存)』についても了承し この規定を守ることを約束します。

また、以下の場合には、私の意思に関係なく、精子が廃棄されることを同意します。

- 1, 私が死亡した場合
- 2, 私から特別な申し出がなく、精子の凍結期間満了日から1ヵ月が経過した場合
- 3, 災害(天災、火災など)により精子の損傷や滅失が生じた場合

別冊『精子凍結保存・融解についての説明書(夫婦・未婚共用)』と裏面の『精子凍結保存更新についての当院の規定 (未婚用)』をよく読んで、下記事項を1つずつ振り返り質問や再確認したいことがなければ、左端の患者□欄に図を

(	$\downarrow$	患者☑欄	)

保証人電話番号 :

れ亦枠内	に <mark>者名</mark> して下さい。								
↓患者	f☑欄)								
□ 1)	) 精子の凍結保存・融解法、融解後の精子を用いた治療について								
□ 2)	) 精子の凍結融解後の生存率について								
	融解した精子の状態によっては治療に使用できず、精子は廃棄処分となること								
	凍結した精子が極少量(数個)の場合融解しても精子が確認できず治療を行えない場合があること								
□ 3)	<b>精子を使用した治療の妊娠率について</b>								
□ 4)	凍結保存期間(凍結から1年間)と費用について								
□ 5)	精子の凍結保存期間は延長できることについて								
□ 6)	6) 更新延長の手続き方法について								
□ 7)	7) 保存期間内に自らが延長するか廃棄するかを当院に連絡し書面で手続きをすることについて								
□ 8)	8) 住所や電話番号を変更する場合は必ず当院に連絡することについて								
□ 9)	9) 融解する場合の手続きについて								
□ 10)	□10)精子凍結時に未成年の場合は、成人を迎えたら凍結に対する自分の意思を連絡することについて								
注意事項	<b>i</b> >								
	この同意書の提出がない場合は、凍結保存の更新を行うことはできません。								
	)この同意書は裏面の凍結情報に記載された凍結精子の凍結保存更新用です。								
	③ 災害(天災、火災など)、不慮の事故、犯罪などが起こった場合に生じる精子の損傷・滅失に関して								
	は当院の管理責任は免責されます。								
	④ 凍結保存更新の同意の撤回はできません。								
	] ⑤ 現在、お預かりしている精子凍結保存法は、標準的な治療であり実験的な新しい治療法や臨床治験では								
	ありません。								
	患者様の個人情報は、個人情報保護法及び当院の規約で取り扱います。治療経過に関する情報は								
	個人が特定されない形で解析したり、日本産科婦人科学会へ報告することがあります。								
	獨協医科大学埼玉医療センター リプロダクションセンター 施設責任者 杉本 公平								
	説明日: 年 月 日 【 】								
同意	f年月日 : 年 月 日								
住所:									
電話番号 :									
本人(自署) :									
4.12. ∃₁									

## 精子凍結保存更新についての当院の規定(妊孕性温存目的)

#### <凍結の開始>

#### 精子の凍結保存の更新期間は、保存期間満了翌日から1年間です。

(例:2018年9月30日が保存期間満了の場合、2018年10月1日から2019年9月30日までが保存期間です。)

ただし、**同一ケーンで、凍結日が異なる場合の期限は、一番最初の凍結日を基準に保存期間満了日を計算してます**。また、期限前であってもケーン内の凍結精子を使い切った時点で期間終了となります。

#### <患者様から当院への連絡義務>

\*当院から患者様に連絡し、延長するかどうかの連絡をするなどの義務はありません。

のとみなし、保存精子の処分権は当院に帰属し精子は廃棄処分します。

- ① <u>保存期間満了の約1ヶ月前まで</u>に凍結保存を延長するか、廃棄するかを必ず当院に連絡して 当院所定の書類に署名し当院へ提出しなければなりません。 万が一、保存期間内に連絡がない場合は、保存更新の意思がなく保存精子の所有権を放棄したも
- ② 連絡先(住所や電話番号)が変更になる場合は、変更後1ヶ月以内に当院に連絡してください。
- ③ 本人が死亡した場合は、保証人が1ヶ月以内に当院に連絡し当院所定の書類に署名し当院へ提出しなければなりません。
- ④ **凍結時に既婚者で<u>離婚した場合</u>、1ヶ月以内に当院に連絡し当院所定の書類に署名し当院へ提出しなければなりません。**
- ⑤ **精子凍結時にご本人が未成年の場合**は、ご本人が成人を迎えたら凍結保存を延長するか廃棄するかの意思を明確にし、当院に連絡して当院所定の書類に署名し提出しなければなりません。また、保証人は、このことを本人に伝える義務があります。

#### <更新>

- ① <u>更新を希望する場合</u>は、保存期間満了までに当院所定の書類を提出し当院の定める更新料を支払わなければなりません。
- ② 精子の凍結保存期間中に当院で定める保存費用の増減や保存期間の変更があった場合には、保存期間の更新手続き時から改定された最新の保存費用や保存期間が適用されます。

### <廃棄の方法>

**廃棄を希望する場合**は、当院所定の書類に署名し当院へ提出しなければなりません。

<凍結融解精子を行いたい場合>

凍結精子の融解を希望する時は、当院所定の書類に署名し当院へ提出しなければなりません。

#### <凍結精子の輸送について>

凍結精子の輸送を希望する場合は、当院所定の書類に署名し当院へ提出しなければなりません。

令和元年6月 作成

\*当方で記入します。

## 凍結情報

凍結日	チューブ本数	保存期間満了日	次回保存期間満了日	備考